

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	指定の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町指定排水設備工事店に関する規則第 9 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町指定排水設備工事店に関する規則第 9 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町指定排水設備工事店に関する規則 (指定の取消し等)</p> <p>第 9 条 町長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を一定期間停止し、又は取り消すことができる。</p> <p>(1) 下水道に関する法令、条例又はこの規則に違反したとき。</p> <p>(2) 第 3 条に規定する要件を欠いたとき。</p> <p>(3) 条例又はこの規則に基づいて町長がなす職務の執行を正当な理由なく拒み、又は妨げたとき。</p> <p>(4) その他町長が指定工事店として不相当と認めたとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日